

社会福祉法人西郷村社会福祉協議会常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規定に基づき、常勤の役員に対する報酬を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 常勤の役員には、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 報酬は月額とし、報酬及び期末手当の額は、予算の範囲において会長が定めるものとする。

3 通勤手当の額は、職員の例による。

(報酬等の支給日等)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する報酬及び期末手当の支給日等は職員の例による。

(社会保険等の加入)

第4条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険（労働保険を除く）等に参加できるものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、常勤役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。